

栃木県公報

平 成 26 年 3月18日(火) 号 外 第 12 号

_	目	次		
	規	則		
○栃木県屋外広告物条例施行規則の一部改立	E			··· 1
	告	示		
○屋外広告物掲出禁止区域等の指定の一部の	攻正	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		10
○平成26年度における建設工事に係る競争	入札参加資	格		10
○平成26年度における測量・建設コンサルク	タント等業	務に係る競争入村	L参加資格······	12
	公	告		
○平成26年度における建設工事に係る競争	人札参加資	格の審査の受付其	月間等	13
○平成26年度における測量・建設コンサルク			L参加資格の審査の受付期間	
等	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			14
_	. —	- Dul	I	
	規	則		

栃木県規則第九号

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

栃木県知事 福 田 富

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

第三条に次の一項を加える。 栃木県屋外広告物条例施行規則(平成十一年栃木県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

- て、知事に提出しなければならない。とする者は、屋外広告物表示届出書(車両広告物用)(別記様式第一号の二)に次に掲げる書類を添付しる 前項の規定にかかわらず、条例第六条第六項の規定により車両に表示される広告物について届出をしよう
 - 一 広告物の形状等に関する図面
 - 二 広告物を表示する車両の通行経路図
 - 三 広告物を表示する車両の使用権を証する書面
 - 第四条第一項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、車両に表示される広告物については、別表第三に定めるところによる。

第四条第二項第二号の次に次の一号を加える。

- 事に届け出たものので、屋外広告物表示届出書(車両広告物用)(別記様式第一号の二)に次に掲げる書類を添付して、知二の二(公共的団体が公共的目的をもって車両に表示する広告物のうち別表第三に定める基準に適合するも
 - イ 広告物の形状等に関する図面
 - ロ 広告物を表示する車両の通行経路図
 - ハ 広告物を表示する車両の使用権を証する書面

第五条の次に次の一条を加える。

(適用除外の規格)

第五条の二 条例第九条第一項の知事が定める規格は、別表第三に定めるとおりとする。

第八条に次の一項を加える。

掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(車両広告物用)(別記様式第二号の二)正副二部に次に2 前項の規定にかかわらず、条例第五条又は第九条第二項の規定により車両に表示される広告物について許

- | 広告物の形状等に関する図面
- 二 広告物を表示する車両の通行経路図
- 三 広告物を表示する車両の使用権を証する書面

第三号の二」を「別記様式第三号の三」に改め、同条に次の一項を加える。第九条中「掲げる広告物」の下に「(車両に表示されるものを除く。)」を加え、同条第二号中「別記様式

写真を添付して、知事に提出しなければならない。ようとする者は、屋外広告物更新許可申請書(車両広告物用)(別記様式第三号の二)正副二部に広告物の2 前項の規定にかかわらず、条例第十三条第三項の規定により車両に表示される広告物について許可を受け

第三号の二」を「別記様式第三号の三」に改め、同条に次の一項を加える。第十条中「掲げる広告物」の下に「(車両に表示されるものを除く。)」を加え、同条第五号中「別記様式

- る書類を添付して、知事に提出しなければならない。ようとする者は、屋外広告物変更許可申請書(車両広告物用)(別記様式第四号の二)正副二部に次に掲げる 前項の規定にかかわらず、条例第十四条第一項の規定により車両に表示される広告物について許可を受け
 - 一 広告物の形状等に関する図面
 - 二 広告物を表示する車両の通行経路図

用)」に改める。用)」に改める。用)、前条第一項の屋外広告物変更許可申請書(車両広告物用)、前条第一項の屋外広告物変更許可申請書又は同条第二項の屋外広告物更新許可申請書(車両広告物用)、第九条第一項の屋外広告物更新許可申請書、同条第二項の屋外広告物更新計可申請書(車両広告物更許可申請書」を「第八条第一項の屋外広告物許可申請書、同条第二項の屋外広告物計可申請書(車両広告物第十一条中「第八条の屋外広告物計可申請書、第九条の屋外広告物更新計可申請書又は前条の屋外広告物変

別表第一中

ı	左右側面部及 び後部	左右側面部及 び後部	左右側面部及 び後部	左右側面部及 び後部	左右側面部及 び後部	Ŕ
Γ	左右側面部及び前後部(路線バスにあっては、左右側面部及び後部	左右側面部及び前後部(路線バスにあっては、左右側面部及び後部	左右側面部及び前後部(路線バスにあっては、左右側面部及び後部	左右側面部及び前後部(路線バスにあっては、左右側面部及び後部	左右側面部及び前後部(路線バスにあっては、左右側面部及び後部	ごみめん。
	に限る。)	に限る。)	に限る。)	に限る。) 	に限る。)	

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第3 (第4条、第5条の2関係)

位	置	左右側面部及び前後部
表示	方法	交通の安全の妨げのおそれのない構造及び位置であること。

別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

別記様式第1号の2	(第3条、	第4条関係)
-----------	-------	--------

(表)

屋外 広栃木県知事	告 物 表 示 届 出 書 (車 両 広 告 物 用) 年 月 E 様 届出者 住 所	3
	(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電 話() 担当者()	
栃木県屋外広告物条位 栃木県屋外広告物条位 り届け出ます。	列第6条第6項 列施行規則第4条第2項第2号の2 	<u>と</u> お
広告物の形状等	縦: m 特殊装置: 有・無横: m 光源の点滅: 有・無面積: m 単両からの突出: 有・無数量 ※広告物が複数ある場合は裏面に記入すること。	
表示の内容		
		_
表 示 の 目 的 車両が通行する経路	許可地域 アは禁止 地域の別 禁止地域	
表示の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工 事 施 行 者	住 所 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 屋外広告業の登録 年 月 日 登録番号	
添 付 書 類	1 広告物の形状等に関する図面 2 広告物を表示する車両の通行経路図 3 広告物を表示する車両の使用権を証する書面	
	受 付	

(裏)

			広告物の	形状等			
形状等	縦	横	面積	数量	特殊装置	光源の点滅	車両からの
番号	(7)	(1)	$(7) \times (1)$				突出
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m¹		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³.		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³	<u></u>	有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無

備考 広告物ごとに「番号」を付した上で記入すること。ただし、表示内容が同一の広告物については、 まとめて記入すること。また、「広告物の形状等に関する図面」にも同じ番号を付すこと。

別記様式第2号の2(第8 ※ 類系) 別記様式第二号の次に次の一様式を加える。

(表)

屋外広	告物許可申請書(車両広様) 年 月 日
	申請者 住 所 (法人にあっては、 氏 名 (法人にあっては、 電 話(担当者(
栃木県屋外広告物条例〈	- 第 5 条 の規定により、関係書類を添えて - 第 9 条第 2 項	「次のとおり	申請します。
広告物の形状等	縦: m 特殊装置: 有・無横: m 光源の点滅: 有・無面積: m 単両からの突出: 有・無	数量	
車両が通行する経路		許可地域 又は禁止 地域の別	許可地域 ・ 禁止地域
表 示 の 期 間	年 月 日から 年	月 日ま	で
工 事 施 行 者	(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	話番号	
添 付 書 類	1 広告物の形状等に関する図面 2 広告物を表示する車両の通行経路図 3 広告物を表示する車両の使用権を証する書面		
栃木県収入証紙貼付欄	(消印はしないこと。)	受	
		付	

(裏)

	, n,	1115	広告物の		1 11 11	Tatasana Tasan	
形状等	縦	横	面積	数量	特殊装置	光源の点滅	1
番号	(7)	(1)	$(7) \times (1)$				突出
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	mi		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	mi		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	mi		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	mi		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²	***************************************	有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m		有・無	有・無	有・無
	m	m	m		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無

備考 広告物ごとに「番号」を付した上で記入すること。ただし、表示内容が同一の広告物については、 まとめて記入すること。また、「広告物の形状等に関する図面」にも同じ番号を付すこと。

別記様式第3号の1を別記様式第三号の三とし、別記様式第三号の次に次の一様式を加える。

(表)

屋外	広	告	物	更	新	許	可	申	請	書	(車	両	広	告	物	用)	
																4	F	月	日
栃木県知	事			様															

申請者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電 話() 担当者()

栃木県屋外広告物条例第13条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

広告物(の形:	伏 等	縦 : 横 : 面積: ※広告物が複	m m ㎡ 数ある ^j	特 殊 装 光 源 の 点 車両からの 場合は裏面に	減: 突出:		数量			
車両が通行	行する 	経路						許可地域 又は禁止 地域の別	:	「地域 ・ :地域	
許 可 4	年 月	日	年	月	日			許可番号	第	号	
既に受けた	許可の	期間	年	月	日から		年	月 日	まで		
更新(の期	間	年	月	日から		年	月 日	まで		
添付	書	類	広告物の写真								
栃木県収入	、証紙則	i付欄	(消印はしない	こと。))			受			
								付			

(裏)

			広告物の	形状等			
形状等	縦	横	面積	数量	特殊装置	光源の点滅	車両からの
番号	(7)	(1)	$(7) \times (1)$				突出
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m³		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	<u> </u>		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m		有・無	有・無	有・無
	m	m	<u> </u>		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²,		有・無	有・無	有・無
	m	m	m².		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m			有・無	有・無	有・無
	m	m			有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無
	m	m	m²		有・無	有・無	有・無

備考 広告物ごとに「番号」を付した上で記入すること。ただし、表示内容が同一の広告物については、 まとめて記入すること。また、「広告物の形状等に関する図面」にも同じ番号を付すこと。 別記様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第4号 ————	う の 2	(第	10条	:関係	()															
屋	外	広	告	物	変	更	許	可	申	請	書	(車	両	広	告	物	用 年	') 月	
栃木県	具知事				様															
								申	請者		氏 (法)電	名	あっあっ							(
栃木県屋夕車両が通				514条	第1	項の	規定	によ	; b 、	関係	書類:	を添 	えて	· 次の	青乙	り申 一	也域 禁止		す。 許可 ・ 禁止	
許 可	年 .	月	日			— 年		月	日			_			青	午可看	番号		——— 第	
既に受けた	:許可	の期	間			年		月	日	から)			年	月		日ま	きで		
表示	の ;	期	間			年		月	日	から)			年	月		日ま	きで		
															た。	に許るの数	可に 広告			

添 付 書

- 類 1 広告物の形状等に関する図面
 - 2 広告物を表示する車両の通行経路図

栃木県収入証紙貼付欄(消印はしないこと。)

受

する広告 物の数量

付

金三

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(都市計画課)

告示

栃木県告示第百十八号

成二十六年四月一日から適用する。 屋外広告物掲出禁止区域等の指定(平成十一年栃木県告示第四百七十九号)の一部を次のように改正し、平

平成二十六年三月十八日

栃木県知事 福 田 富 一

る。前文中「及び第四条」を「、第四条及び第九条」に、「及び物件」を「、物件及び場所又は施設」に改め

本則中第五の部の次に次のように加える。

第五の二 条例第九条第一項の規定により知事が指定する場所又は施設

車両とする。 条例第九条第一項の規定により知事が指定する場所又は施設は、鉄道の用地において運行の用に供する鉄道

(都市 計 画 課)

栃木県告示第119号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により平成26年度に県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「一般競争入札参加資格」という。)及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「指名競争入札参加資格」という。)を定めたので、自治令第167条の5第2項(自治令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条の規定により次のとおり公示する。

平成26年3月18日

栃木県知事 福 田 富 一

1 県が発注する建設工事

県が発注する建設工事は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事とする。

2 競争入札参加資格

一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)は、一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項及び5の技術評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとし、このうち別表に掲げる建設工事の種類については、請負対象額と対応させた等級に格付を行うこととする。ただし、特例政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札参加資格については、一般競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(7)までのいずれかに掲げる者であること。

- (1) 自治令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 自治令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者
- (3) 県税(地方消費税を含む。) に未納がある者
- (4) 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあっては法人税又は消費税、個人の申請者にあっては申告所得税又は消費税に未納がある者
- (5) 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。)第1の第1号の2に規定する審査基準日(以下「審査基準日」という。)が平成26年度における競争入札参加資格の審査の申請の日の1年7月前の日の属する事業年度の直後の事業年度終了の日以降にある経営事項審査(告示に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。以下同じ。)を受けていない者又は経営事項審査を受けている者で法第27条の29第1項の規定による総合評

定値の通知を受けていない者

- (6) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者
 - ア 平成26年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者
 - イ アの申請に際し送信する工事経歴書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者
 - ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしな かった者
- (7) 法第3条の規定による許可を受けていない者
- 4 経営事項審査評価事項

審査基準日における経営事項審査の項目

- 5 技術評価事項
 - (1) 平成24年10月1日の前日までの3年間において県が発注し、完成した建設工事の工事種別ごとの工事成績
 - (2) 栃木県優良建設工事表彰要綱(平成15年3月26日付け監第287号土木部長通知)に基づく平成22年度から平成24年度までにおける優良建設工事表彰受賞歴
 - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同法第69条に規定する精神障害者の雇用に関する状況
 - (4) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主 行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認 定の有無
 - (5) 関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく災害時の基礎的事業継続力認定の有無
- 6 その他
 - (1) 平成25年度及び平成26年度における建設工事に係る競争入札参加資格(平成24年栃木県告示第592号) 又は平成25年度及び平成26年度における建設工事に係る競争入札参加資格(平成25年栃木県告示第127 号)に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。
 - (2) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

別表

1 土木一式工事

等級	請負	対	象	額	
SA	5,000万円以上				
A	3,000万円以上		1億円	未満	
В	1,000万円以上	3,	000万円	未満	
С		1,	000万円	未満	

2 建築一式工事

等 級	請負	対 象 額
SA	5,000万円以上	
A	3,000万円以上	2億円未満
В	1,000万円以上	3,000万円未満
С		1,000万円未満

3 電気工事及び管工事

等級	請 負 対 象 額
A	2,000万円以上
В	500万円以上 2,000万円未満
С	500万円未満

4 ほ装工事

等級	請負	対	象	額	
A	1,500万円以上				
В	500万円以上	1, 5	500万円	未満	
С		5	500万円	未満	

5 造園工事

等 級	請 負 対 象 額			
A	1,000万円以上			
В	1,000万円未満			

6 とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事

等 級	請負	対	象	額	
A	500万円以上				
В	500万円未満				

栃木県告示第120号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により平成26年度に県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を定めたので、政令第167条の5第2項(政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定により次のとおり公示する。

平成26年3月18日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 県が発注する測量・建設コンサルタント等業務 県が発注する測量・建設コンサルタント等業務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 測量業務
 - 一般測量、地図の調製、航空測量
 - (2) 建築関係建設コンサルタント業務 意匠、構造、電気、機械
 - (3) 土木関係建設コンサルタント業務

土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画 及び施工設備、建設機械、地質、造園その他の土木関係建設コンサルタント業務

- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務 物件・権利調査、事業関連調査、登記手続等
- (6) その他の業務

河川敷等の草刈り業務、側溝清掃業務その他(1)から(5)までに含まれない業務

2 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、これを認めることとする。

- 3 競争入札参加資格を認められない者
 - 次の(1)から(7)までのいずれかに掲げる者であること。
 - (1) 政令第167条の4第1項に該当する者
 - (2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者
 - (3) 県税(地方消費税を含む。) に未納がある者
 - (4) 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあっては法人税又は消費税、個人の申請者にあっては申告所得税又は消費税に未納がある者
 - (5) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者
 - ア 平成26年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の申請に係る データ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者
 - イ アの申請に際し送信する測量等実績調書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は 重要な事実について記録をしなかった者
 - ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしな かった者
 - (6) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
 - (7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 4 その他

平成25年度及び平成26年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格(平成24年

栃木県告示第593号) 又は平成25年度及び平成26年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格(平成25年栃木県告示第128号)に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

(監理課)

公 告

○平成26年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

平成26年度における建設工事に係る競争入札参加資格(平成26年栃木県告示第119号。以下「告示」という。)1の県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「一般競争入札参加資格」という。)及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「指名競争入札参加資格」という。)の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第150条第2項(同規則第159条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月18日

栃木県知事 福 田 富 一

1 受付期間

平成26年4月1日から同年11月14日まで

2 申請方法

(1) 電子申請

一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)の審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う申請(以下「電子申請」という。)によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、到達情報通知書(電子申請に係る情報が県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに到達したことを示す画面を印刷したものをいう。)の写しに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当(〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 **2**028-623-2390)に、郵送により提出すること。

ただし、アに掲げる書類のうち、国税電子申告・納税システムからダウンロードした電子納税証明書を電子申請の際に送信したものについては、郵送により提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県建設工事競争入札参加資格申請提出書類 在中」と明記すること。

ア 申請者が主たる営業所を県内に有する者であるときは、県税事務所で発行する全税目の納税証明書 (県提出用)(以下「県税納税証明書」という。)並びに税務署で発行する消費税及び地方消費税に係 る納税証明書(その3の2)又は(その3の3)

また、申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、法人であるときは税務署で発行する法人税 及び消費税に係る納税証明書(その3の3)及び県税納税証明書、個人であるときは税務署で発行する 申告所得税及び消費税に係る納税証明書(その3の2)及び県税納税証明書(ただし、県税納税証明書 は、本県に納税義務を有する者に限る。)

- イ 申請者が労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの会員である者であるときは、当該会員であることを証する書類
- ウ 申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者(告示5の(3)の身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。)を1人以上、かつ、同条第1項に規定する法定雇用障害者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(昭和51年労働省告示第112号)様式第6号から様式第6号の4までのいずれか)の控えの写し

また、申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外の者であって、障害者を1人以上雇用しているときは、当該障害者の雇用を証する書類

エ 申請者が次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第4項の規定による

一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届(次世代育成支援対策推進法施行規則(平成15年厚生労働省令第122号)様式第1号)の控えの写し

また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の 認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき(同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除 く。)は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

- オ 申請者が申請の日において関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に 基づく認定を関東地方整備局長から受けているときは、認定証の写し
- カ 申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、入札、契約締結等の権限を年間を通して委任する 者を置くときには、建設業許可申請書の営業所一覧表(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号) 様式第1号別紙2(1)又は別紙2(2))又は変更届出書第2面(同令様式第22号の2第2面)
- (3) 電子申請に用いる言語等

電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

4) 特定調達契約

告示2ただし書に規定する一般競争入札参加資格のみの審査を申請しようとする者は、その旨を記載した書類を併せて提出すること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

- 4 競争入札参加資格の有効期間
 - (1) (2)以外の者

ア 平成26年4月1日から同年6月30日までに2の(2)の規定による郵送(同日までの消印のあるものに限 る。)をし、競争入札参加資格が認められた者 平成26年8月1日から平成27年3月31日まで

- イ 平成26年7月1日から同年9月30日までに2の(2)の規定による郵送(同日までの消印のあるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者 平成26年11月1日から平成27年3月31日まで
- ウ 平成26年10月1日から同年11月14日までに2の(2)の規定による郵送(同日までの消印のあるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者 平成27年1月1日から同年3月31日まで
- (2) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格のみの審査の申請をし、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた者 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた日の翌日から平成27年3月31日まで
- 5 その他
 - (1) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の審査の受付期間等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
 - (2) 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当(〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 ☎028-623-2390)

○平成26年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等 平成26年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格(平成26年栃木県告示第120号)1の県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第150条第2項(同規則第159条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月18日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 受付期間
 - 平成26年4月1日から同年11月14日まで
- 2 申請方法
 - (1) 電子申請

競争入札参加資格の審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う申請(以下「電子申請」という。)によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、到達情報通知書(電子申請に係る情報が県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに到達したことを示す画面を印刷したものをいう。)の写しに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当(〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 ☎028-623-2390)に、郵送により提出すること。

ただし、クに掲げる書類のうち、国税電子申告・納税システムからダウンロードした電子納税証明書を電子申請の際に送信したものについては、郵送により提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が主たる営業所を県内に有する者であるときは、県税事務所で発行する全税目の納税証明書 (県提出用)(以下「県税納税証明書」という。)並びに税務署で発行する消費税及び地方消費税に係 る納税証明書(その3の2)又は(その3の3)

また、申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書(その3の3)及び県税納税証明書、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書(その3の2)及び県税納税証明書(ただし、県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。)

イ 申請者が申請の目前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者(同法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同法第69条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)を1人以上、かつ、同法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(昭和51年労働省告示第112号)様式第6号から様式第6号の4までのいずれか)の控えの写し

また、申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外の者であって、障害者を1人以上雇用しているときは、当該障害者の雇用を証する書類

ウ 申請者が次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第4項の規定による 一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計 画策定・変更届(次世代育成支援対策推進法施行規則(平成15年厚生労働省令第122号)様式第1号) の控えの写し

また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の 認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき(同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除 く。)は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

- エ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書又はその写し
- オ 申請者が品質マネジメントシステムに関する国際標準化機構 (ISO9001) の認証を取得しているとき は、当該認証を証する登録証及び附属書の写し
- カ 申請者が環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構 (ISO14001) の認証を取得しているときは、当該認証を証する登録証及び附属書の写し
- キ 申請者が法人であるときは、商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項 証明書
- ク 申請者が法人であるときは申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書及び注記表、個人であるときは同事業年度の貸借対照表及び損益計算書
 - [注] 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、アからカまでに掲げる書類、キ及びクに掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。
- (3) 電子申請に用いる言語等
 - ア 電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

- イ 電子申請に際し入力される金額、電子申請に際し送信する測量等実績調書等に記録される金額及び提出書類に記載される金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を入力し、記録し、又は記載すること。
- 3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

- 4 競争入札参加資格の有効期間
 - (1) (2)以外の者
 - ア 平成26年4月1日から同年6月30日までに2の(2)の規定による郵送(同日までの消印のあるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者 平成26年8月1日から平成27年3月31日まで
 - イ 平成26年7月1日から同年9月30日までに2の(2)の規定による郵送(同日までの消印のあるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者 平成26年11月1日から平成27年3月31日まで
 - ウ 平成26年10月1日から同年11月14日までに2の(2)の規定による郵送(同日までの消印のあるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者 平成27年1月1日から同年3月31日まで
 - (2) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格のみの審査の申請をし、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた者 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた日の翌日から平成27年3月31日まで
- 5 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当(〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 ☎028-623-2390)

(監理課)